

〔宮城寛諄議員 登壇〕

○11番 宮城寛諄君 通告書にしたがい、一般質問をいたします。まず、介護保険制度の改悪阻止をということで（1）介護保険制度の2015年実施の改定で、大きく3点が問われました。①要支援1・2の訪問介護、通所介護が自治体事業に移行。②年金収入280万円以上の者の2割負担。③特養ホーム入所を要介護3以上に限定というふうなことが行われました。本町でその影響はどれほどかお伺いしたいと思います。（2）厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で、現在、介護保険制度の改定が進められようとしています。多くの提案がされているようですけれども、主に次の4点が示されています。懸念がされています。1つ目に、要介護1・2の介護からの外し、訪問介護や通所介護、福祉用具の貸与を保険適用から外す。それから2つ目に、利用料の引き上げ。（3）負担上限の引き上げ。4つ目に介護保険料の納付年齢の引き下げ。今は40歳ですけれども、20歳からにしようという案も出ているようでもあります。このような改定案が審議されています。こういう改悪に対して早急に抗議をするということが必要ではないかと思っておりますけれども、町長はどうお思いでしょうか。それから、3項目目に、本町の介護保険認定者のうちでその改定がされると影響を受けるよう支援1・2、それから要介護1・2認定者はどれくらいか。全体の何割に当たるのかお伺いしたいと思います。

2点目に、山川体育センターの再整備をということで質問したいと思います。山川体育センターは、昭和62年に設置されスポーツの振興や体力増強の場として町内外の多くの皆さん方に利用されております。山川区民や少年野球チームなど大いに活用しているわけがあります。しかし、近年、施設の傷みが激しくなっています。雨で表土が流されて、でこぼこの状態であります。山川区民、南山会（野球チーム）が中心ですけれども、毎年側溝をさらって整備しております。今年も今月6日に午後2時から側溝の整備、グラウンドの整備を行う計画であります。ぜひ、関係者はグラウンドを覗いてみてください。なるべくでしたらお手伝いしてもらったら大変助かります。こういう整備をしているのですけれども、一旦雨が降れば表土が流される状況であります。本格的な整備が必要ではないか。どう考えますか、その点をお伺いしたいと思います。特にここで詳しく書いていないのですが、本格的な整備ということで例えばネットが破れていたり、管理棟のレンガが割れて飛散していたり、そういうことがいろいろありますので本格的な整備が必要ではないかという質問であります。

それから（2）グラウンドの照明も取り替えたばかりでありますけれども、再整備の観点から、特にまた南風原町の外灯などLED化していますからそのグラウンドもLED化できないかどうかお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは質問事項1点目介護保険制度の改悪阻止をについてお答えします。さらに質問用紙で3点に分かれていますので1つずつお答えします。まず①についてであります。法改正後も現行の訪問介護、通所介護が必要な方は利用できる仕組みとなっており、現状としては現行の訪問介護や通所介護を利用されている方が多いことと町の通所型サービスに移った方は、本人の意向を伺って希望するサービスを選択し利用しております。②については、2割負担になったためにサービスを利用しない等の苦情・相談はありません。③については、すでに入所している方については経過措置により、要介護1・2の場合でも継続入所が可能となっております。以上のことから、本町においては現在のところ大きな影響はないと考えております。(2)についてです。厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、軽度者への支援の在り方、福祉用具、住宅改修の在り方、利用者負担の在り方、被保険者の範囲の在り方等について現在審議中であることから、その経過を見守ってまいりたいと思います。(3)についてお答えします。平成28年8月末時点で要支援1・2認定者が259人、要介護1・2認定者が330人で、合計589人です。これは認定者全体の約5割となっております。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 宮城寛淳議員のご質問にお答えします。質問事項2. 山川体育センターの再整備に関するご質問でございますが、(1)、(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。現在、山川体育センターについては、土入れ替え等の改修工事や施設の改築等の計画はございません。今後も引き続き修繕費や原材料費で対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛淳議員。

○11番 宮城寛淳君 LEDのことも答えてくれるかと思いましたが、それもまとめてということなのですね。分かりました。

昨年の要支援1・2が介護から外して地方自治体の事業へ移されたのですけれども、それについて特に苦情はないと、変わらぬサービスを受けてもらっているということですよ。昨年の改定前にも私はそういうことがあるのでどうしますかと言ったら、変わらないサービスをしていきたいと答弁をもらったことがあります。そのとおりにやっているとのことなのですけれども、問題は今後もそのように続けていけるかどうかでそれが懸念なのですね。介護保険40歳からずっと払って、一旦そういった認定を受けて利用するときにはそのサービスが受けられることが最大の保障だと思うのです。それが介護保険からの適用ではなくて各自自治体の事業に移されていることが要支援1・2。今度行われようとしている介護1・2も含めてということなのですが、そのへんの懸念があるわけです。介護保険

の適用、要するに給付ということで国がちゃんと手当てしていくとのことですが、各自治体の事業となれば予算がなくなればそれまで、ということもなくはない、あり得るわけです。ですから、現在のところ大きな影響はないと思いますとのお答えですが、今後もそのとおり続けていかれると、これまでどおり遜色（そんしょく）なくやっていくということなのではないでしょうか。その点をお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。引き続きこの介護保険制度による町の介護予防事業をしっかりと対象者の方々、要するに介護にならないような予防事業の充実含めて市町村に移されました地域支援事業の充実に向け取り組んでまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 ぜひそのへんはやって欲しい。保険加入者が思うのは、保険があって介護はなしになると懸念されること。例えば年金をどんどん払って行って、年齢が上がっていったりその給付が減らされたりということになると、年金は払わないでおうかという人が多くなるというように、この保険もそういうことがあってはならないと思うのです。ですから、私はそういう自治体の事業ということではなく介護保険の中でやるべきだと考えています。そういう意味からそこを外すというのは改悪だと指摘をしてこれまでも質問してきたわけですが、今の部長や町長が現職の間はやっていけるでしょうしそのあとは分かりませんが、引き続きやっていくということですのでがんばって欲しいと思います。

次に移ります。(2)は審議中でそれを見守りたいということのようですが、私は審議中だからこそ意見を申し上げるべきではないかと思うのです。決まってからだとなんだかんだと言ってもなかなか難しいと思うのです。今、いろんな意見が出されていて要支援1・2、それから介護も今度かということと福祉用具の貸与なども10割負担・自己負担にするというようなことになったり、先ほど言いましたように保険者を40歳から20歳に下げるとか、それからその給付の限度額を上げていくということがどんどん審議されているなかでぜひ声を上げて欲しい。見守るというのも行政側の立場として分かってはいいですが、けれども今そういうことがあるからこそ問題と思われるところにはちゃんと手を挙げてやっていくことが必要だと思うのです。確か審議会のメンバーには市町村長会の方も入っているのです。社会保障審議会介護保険部会の委員名簿を見たのですが、全国町村会長なども入っていますし、そのなか同士でも意見を言えるわけです。それから介護保険の中身からしてもそういう団体からものが言える。自分たちの団体の代表がその審議会の中に入っているわけですから、悪いところは悪いとやるべきではないと思うのですが

でしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。現在、この社会保障審議会介護保険部会で議論されているところです。議員おっしゃいますように、そこには自治体の代表の方も委員としておられますし、その他の委員の方からも慎重論が出ているようです。例えば委員の一人であります全国市長会の香川県高松市長の意見ということで資料にあります。基礎自治体ではまだ新しい総合事業の立ち上げに苦勞していると。そういう市町村もあると。そういうなかでまた新たに軽度者への給付を見直すのは市町村として対応は厳しい、慎重な対応を求めるといふ慎重論の意見を述べておられます。また他にも、軽度者でも認知症など生活援助が必要な方がいると、誰もができるものではなく見直しは時期尚早だとか、そういったかたちの意見が出ております。そして特に、被保険者の範囲の拡大、40歳以下への年齢拡大に関しては相当な慎重な意見が出ておまして、この部分に関しては将来的な見直しを行うとしても現時点での対象拡大には慎重な意見が相当出てきているということで、この部分の結論は先送りされるのではないかという見方も出ております。今は40歳以上ですが、それを拡大するという部分では相当な委員の方々からの慎重な意見が出ている状況ですので、われわれとしては審議会の審議を見守っていきたい、経過を見ていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 部長のおっしゃるように、今いろんな意見が出ていて時期尚早だとかいうものもあります。ですから、そういうところに皆さん方の意見はどのように集約されているのですか。皆さん方はずっと黙って見守るといふようなことなのでしょう。例えば先ほど町村会長と言いましたけれども、沖縄の町村長会から意見が上がって、その代表の委員のところに行っているのか。介護関係とか社会保障関係の委員の耳に皆さんの意見は入っているのですか。全く見守るといふだけですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それぞれの保険者の意見という部分に関しまして、われわれは沖縄県介護保険広域連合に加盟する一自治体ではあります。その広域連合と意見の取りまとめ等の機会がございましたらそういった場で意見が述べられるものだと思っております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 今審議されている内容、たぶんその審議会の内容はご存知だと思いますけれども、そういう内容について皆さん方はどのようにお思いですか。そのまま行ってもいいとお考えなのか、いやその件はおかしいというように思っているのか。私が言ったように例えば福祉用具貸与の個人負担になる可能性もあるし、同じように自治体の事業になって1割負担、2割負担になるのか分かりませんがその懸念があるわけです。それから負担上限の引き上げ、先ほど言った対象年齢の拡大については先送りになるのではないかとおっしゃっていましたがそういう諸々が出ているのですがそれについて皆さん方は南風原町の介護の皆さん方の福祉サービスを守る立場からしたらどういふふうにお考えなのか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。まず第6期の改正において、市町村に事業が移ってきて、地域でできるものは地域の資源を活用して介護予防に対する事業を充実させていく考えの基でわれわれも今取り組んでいるところでございます。しかしまだその取り組みを始めたばかりでありまして、要支援の方々を地域でボランティア等募って支援していく部分でもまだ始めたばかりでありますので、これからそういう体制を作り上げていく状況です。そういったなかでさらにまた軽度者の方々をそこへ移してくるという部分では先ほど委員で自治体代表の方の意見にありますようにわれわれも同じ考え方であります。福祉用具の貸与等につきましても、これが全額自己負担となりますとやはり住民の方々の負担が大きくなるものと思いますので、そのへんに関しましてもわれわれとしても時期尚早と言いますか、福祉用具の貸与の部分に関しましてはやはり市場価格と言いますかベッドにせよ杖にせよ、いろいろな価格設定が議論されています。そういったことで保険者としても確認する努力があるかと思いますが、いずれにしましても利用者の方の負担が増えていくものだと思いますので、そのへんはこれ以上の負担はないほうがいいとわれわれも思うところであります。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 要するに自己負担になったり、その自己負担分が1割から2割になったり、限度が増えたりということになると確かに介護を受けている皆さん方の負担になるし、その介護を利用しないということも出てくるわけです。ですから、今特に介護の初期から中期と言われている要介護1・2ぐらいまでは在宅介護が主で、訪問介護・通所介護が主なのですね。要介護3からしか特養（特別養護老人ホーム）に入れないのですから、ですからそれを考えると、政府が言っている例えば介護離職ゼロと打ち出して介護施

設の増設とか介護職員の確保をして介護離職をなくそうということを言っているのだけでも、そのように考えると在宅介護が主な要介護1から要介護2までの皆さん方を介護給付から外すと、それからいろいろ保険料を上げたり自己負担分が上がってきたりするとそれから離れていく、余計に仕事を辞めて親の介護をしなきゃならないということが多くなるのではないかと、政府が今言っていることと違うのではないかと私は思うのです。そう思うのが普通ではないかと思っているのですがね。ですから、今の政府がやろうとしている改定に対しては改悪だと、止めるべきだと早急に声を上げるべきだと思っているのです。皆さん方も負担になるだろうとおっしゃっていますが、先ほど広域連合の話もありましたがそこを通じてでも声を上げていくべきだと私は思います。また町長は、市町村長会を通じてでも声を上げていく。こういう改悪は許さないという声を各自自治体から全国で上がることによって改悪はストップすると思うのです。それからもちろん、国も財源で大変だということでその財源探しをいろいろやっているようではありますが、だから消費税を導入するのだとこれまでもありましたけれどもね。社会保障に全部使うのだとか。ところが、開けてみると全然違うということもあるわけですから、少なくとも介護保険でそういう改悪は許さないという声をぜひ上げるべきだと思いますけれども、最後に一言、町長、どうですか。どうお思いでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。介護保険に関しまして、医療もそうですが、毎年右肩上がりでございます。介護給付費は、平成26年度ですが全国で8.9兆円と過去最高額になっています。やはり議員もおっしゃっていましたように、財源の確保も相当課題であります。そういった部分からいろいろな視点で国も改正をしていっているわけでありまして、われわれとしては財源確保も含めながらやはりこの審議会の検討内容を見ていきたいということです。さらにこれは1つの事例なのですが、昨年の改正で市町村に移った部分がございます。市町村は独自で事業をしていきます。そういったこの独自の事業で介護に行かないようにする。支援を充実させてできるだけ介護にいかないような事業に取り組んで、給付費の総額を少しでも下げていくというような目的もあって事業をやっていますが、そういったなかで新しく町がやったサービスに移った方々もいて、そのなかでは個人の負担が減った方もおられます。そういうこともございますので、市町村に移って市町村が独自でやる地域支援事業も充実させながら、今年度からは社協に委託して生活支援コーディネーターも2人配置し、地域に出向いて行って地域での支援活動に取り組んでいっていますので、そこを充実させていき、介護保険の総額を抑える取組もしながらこの制度安定化に市町村としても取り組んでいきたいということです。制度の改正等については、財源等も含めた改正でありますので、この審議会の内容を見ていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 いろいろな事業を行って、要支援から介護にならないようにやることで財源と言うかお金があまりかからないようにするというのは望む方向だと思いますが、政府の今やっていることは全然違いますでしょう。小泉内閣でしたか、これまでなかった要支援1・2を作って要介護の人は要支援に持って行って、要するにサービスを少なくすると。それから今度は要支援を外すと、それから今度の改悪では要介護まで外していくということであれば、各自治体の事業に全部持って行っては自治体にも財政が良い所と悪い所があるわけですからそういう意味ではサービスが実際に受けられるかどうかは疑問なのです。南風原町は今、それなりにがんばってやっていると、変わらぬ事業をやっているということですが、それがいつまで続くのか財政の問題もいろいろあるでしょう。それも懸念される場所です。先ほど言っていた本町の影響を受ける要支援、要介護では約50パーセントだとおっしゃっていました。全国的には60パーセントを超えるような所があるみたいですが、少なくとも介護認定を受けた半分の方が介護の適用を外されるわけですね。市町村の事業に移されるわけですね。介護保険をちゃんと払ってということになるとは、まさに国家的詐欺だということも国会では言われて、安倍総理はいやそうではないみたいなことを言っているみたいですが、部長がおっしゃっているように要介護にならないように事業を進めていくことはとても素晴らしいことですので、国の狙いはそういう介護者を切り捨てるという改悪。ぜひそれは審議を見守りたい、自分たちの意見は言っているというようなことをおっしゃっていますので、ただ黙って見ているということではなく、ぜひ意見を上げて、町民の皆さん方、私も1号保険になりましたけれども40歳以上の保険にかけている皆さん方が、本当に自分が介護を受ける状況になったときに受けられるのかと、認定は受けたけれども値段が高くてサービスが受けられないということにならないようにがんばって欲しいと思います。あとは次回に回して次に進みたいと思います。

山川体育センターですが、今のところないということです。単なる修繕だけでは難しいところもあるのです。例えば照明とかネットとか、そういうところは修繕費で直せると思います。しかし、路面の取り替えというのはきちんと年次的事業計画を立ててやって欲しい。はい、すぐ来年にやりますというのではなくて、計画的にぜひやってほしいと思います。まず、グラウンドはご覧になりましたか。それから質問したいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 山川体育センターについては、山川区民が広く使われて、特に南山会、少年野球には多く使われているということで理解しており、グラウンドも確認しております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 グラウンドを確認したのであれば分かると思います。一塁側は雨が降ると溝が3本ほどできます。それをまた埋めてローラーを掛けるのですけれども、やはり本格的に改修しない限りどうしても駄目なのですね。それから芝生が生えている所とそうでない所との段差、でこぼこもあります。今年、芝生の中に生えているギンネムも皆で取ったりいろいろ皆で管理はしています。区長は、本当にたびたび芝刈りをしているのですが、雑草が生えてきたり、このグラウンドのでこぼこで子どもたちのイレギュラーボールが当たったり、隣の屋敷へ飛んで行った球をバケツいっぱい持ってくるとか、いろいろなことがあるのですね。そういう意味では年次的に計画してもいいからぜひそれをやって欲しいと思います。今度の山川行政懇談会ではこのことも取り上げるのではないかと思います。それまで時間がありますので、皆さん方にはぜひ検討してもらいたい。私はこれを2週間前にしか出していないので皆さん方は即答で答えたように「計画はありません」と、何かそっけない返事だと思ったのですが、少しは3年計画でも5年計画でも検討してみたいということが出てくるかと思ったのですが、あのグラウンドを見たら本当に何とかしないとと思うのが普通ですよ。町長、近頃は山川の運動会に顔を見せず副町長が見えていますけれども、ぜひご覧になってください。向こうは水道管も中で破裂したのか水が通らなくて今は上から通している状態です。一時期断水もしたこともあるのですよね。それから水捌けも悪くなっています。これまでは雨が降っても1時間もたてばずっと水を吸い込んでいったのですよ。それがなかなかできない、水溜りができるという状況もあります。当初のあの状況、もちろん年数がたてばそれは悪くなるのも分かりますが、それにしてももう30年。だいぶ傷んでいます。そのへんはぜひ検討する余地があると思いますが、再度、教育長、部長ですか、お願いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 山川体育センターにつきましては、過去、平成19年度から平成27年度までの間にさまざまな改修工事を行っております。昨年度は夜間照明改修、その前は給水管等、その以前も防球ネット。それからまたグラウンドの改修工事も行っております。それで、平均すると過去9年間で毎年200万円程度の維持修繕費をかけて管理を努めてきていますので、今後もそのようなかたちで維持管理をしてまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。



○11番 宮城寛諄君 毎年200万円、安い金ではありません。これまで30年間かかっているわけですから、ここ10年間200万ずつで2,000万円ですか。それより一遍に改修してあと20年は大丈夫だというふうにしたほうが安上がりではないですか。町長、僕はそう思いますけれどもね。一遍に改修したほうがいいと思います。その改修はそれだけの金がかかりますからすぐにはできないにしても、防球ネットとか管理棟のレンガが飛ぶとかいうのは起こらないようすぐにでも対処して欲しいと思います。それから面整備は年次計画を立ててやって欲しいと思います。その点を要望して終わりますけれども、ぜひ検討なさってください。よろしくお願いします。以上で終わります。